

輸出国事前調査について (ベトナム)

1. 調査期間等

- (1) 時期: 2011 年 3 月
- (2) 内容: ベトナムにおける食品安全管理体制の制度調査
- (3) 対象: ベトナム農業農村開発省(農林水産物品質管理局、動物健康局、植物防疫局)、保健省

2. 調査結果(概要)

(1) ベトナム政府の組織構造及び所掌業務

①ベトナム農業農村開発省(Ministry of Agriculture and Rural Development: MARD)

MARD は、農林水産物品質管理局(NAFIQAD)、作物生産局(DCP)、植物防疫局(PPD)、動物健康局(DAH)、水産資源管理局(DFRM)、国際協力局(ICD)及び SPS 事務室の7部門から構成される組織であり、国内食品、輸出食品、輸入食品(加工原料に限る)のうち農林畜水産食品及び食塩(食塩は海水から製造するため)の食品衛生に関する政策立案と監視、検査等の業務を所掌している。地方の食品衛生の管理監督は、中央政府傘下の地方局(農業局、獣医局等)の他に、地方 63 省の各省にある安全衛生管理部局(地方政府)において実施している。

②農業農村開発省農林水産物品質管理局(National Agro-Forestry-Fisheries Quality Assurance Department: NAFIQAD)

2008 年 2 月の政府組織再編により、新たに MARD に設置された組織であり、農産物、水産物、塩それぞれに独立した部門を有し、安全・品質保証を担当し、ハノイに事務所を設置している。

③農業農村開発省動物健康局(Department of Animal Health: DAH)

国内の動物由来食品(肉、卵、はちみつ及び牛乳)の全フードチェーン(生産、採集、と殺解体、加工、保管、搬送、輸入、輸出及び販売)を所管し、法整備、政策、品質保証管理等を行っている。また、農場(牧場)、と場、市場、製造加工所等の家畜衛生に係る点検を実施している。

④農業農村開発省植物防疫局(Plant Protection Department: PPD)

1960 年に設置され、所掌としては、害虫の予防(植物防疫)、農薬管理及び点検を

行う。植物安全管理部が最近設置され植物の安全管理を行っている。

⑤保健省(Ministry of Health: MOH)

MOH は、ベトナム食品局(VFA)及び複数の研究所(国立食品安全研究所等)から構成され、内外の情報収集を行い、小売り販売される食品及び輸入食品の安全、衛生に係る政策立案を行っている。MARD 及び MOIT(商工業省)と連携して食品衛生点検等の業務を遂行。主に栄養補助食品、ビタミン剤等を対象として監視を行っており、その製品の安全基準、通知の立案等も所管している

(2)ベトナムの食品衛生関係法令(()以降は所管省庁)

- ①食品安全法(Law No.66/2011/-QH12) MARD、MOH、MOIT
- ②検査に関する法(No:22/2004/QH11) MARD、MOH
- ③食品安全衛生令(No:12/2003/PL-UBTVQH11) MARD、MOH
- ④食品安全衛生令の条項の実施を詳述する命令(No:163/2004/ND-CP)
MARD, MOH
- ⑤食品の安全及び衛生の管理、検査及び評価の組織制度に関する政令
(No.79/2008/ND-CP) MARD、MOH
- ⑥検査官及び検査協力者に関する命令(No.100/2007/ND-CP) MARD、MOH
- ⑦WTO 締結国の義務を満たすための食品安全及び動植物検疫に関する条約に対する公約の実施を加速する国家行動計画の承認に関する決定
(No.147/2008/D-PM) MARD、MOH
- ⑧水産物生産取引業者の食品安全衛生条件の検査及び認証に関する規則
(No.117/2008/QD-BNN) MARD
- ⑨食品の安全衛生を確保するための緊急措置の適用に関する首相指令
(No.06/2007/CT-TTg) MARD

(3)輸出食品に関する特別法規又は制度

- ・対日輸出水産物管理規則(06/2007/QD-BTS)
対日輸出水産物の輸出前 100%検査の実施、違反企業の輸出不許可、NAFIQAD の責任を規定((注)本規制は検査命令の免除条件でない)

(4)ベトナム食品関連省庁による食品衛生管理(詳細)

①農林水産物品質管理局(NAFIQAD)

水産物の管理体制は、南北 2 地域(Region)に分割され、北部は Khanh Hoa に、南部は Ho-chi Mine City(HCMC)に地域事務所(Region Office)を設置。さらにその下部組織として 6 支部(Branch)を置いている。また、63 省の人民政府組織が支部

(Blanch)の指導の下に活動を実施。各支部には検査施設が併設され、動物用医薬品(クロラムフェニコール等)の検査が実施可能となっている。

対日輸出水産物に関しては、主に次の規制により管理されている。

“ Decision No.06/2007/QD-BTS of 11/7/2007 of the MARD on urgent measures applied to control prohibited chemical and antibiotic residues in fish and fish products intended for export to Japan”

この規制では、輸出企業に3回の動物用医薬品違反が確認された段階で、対日輸出の一次停止が行われる。また、この解除は以下の手順で解除される。

- a)企業が汚染原因の調査結果と改善策をNAFIQADに提出
- b)NAFIQAD(Blanch)は、不定期に企業に対し、食品衛生／安全状況について監査を実施
- c)監査の結果、改善策が十分と判断された場合に輸出停止を解除
- d)輸出停止解除後、Blanchは対日輸出前に、個々の貨物輸出について使用禁止動物用医薬品の検査を実施。

農産品及び塩については、品質管理及び安全衛生管理にかかる立案及び点検を行い、輸入国の管理状況を把握しながら、国内計画の策定を行っている。

②動物健康局(DAH)

動物用医薬品の残留確認をモニタリングプログラムで実施すると共に、動物疾病(H5N1、H1N1)の予防等を行っている。

動物用医薬品の登録はDAHが行っており、水産衛生管理に関する食品企業への講習会は年1回の頻度で開催。問題が発生した際には、注意喚起のため、新聞やポスター、ラジオ放送を通じた注意喚起を図るとともに、必要な場合は薬剤の使用可能範囲を制限する等の対応も図り、違反の再発防止に努めている。人材育成にも努めており、獣医師職員をFAO、USDA等の機関に派遣し研修を実施している。

(5)ベトナムの食品安全規制(総括)

食品安全及び食品衛生は「食品衛生令(No:12/2003/PL-UBTVQH11)」及び「食品安全衛生令の条項の実施を詳述する命令(No:163/2004/ND-CP)」により、基本原則及び関係機関の責任分担が示されている。

その後も、ベトナムは食品安全及び食品衛生の重要性を再認識し、所掌に関する首相決定である「食品の安全衛生を確保するための緊急措置の適用に関する首相決定(No.79/2008/ND-CP OF JULY 18,2008)」が規定され、食品の生産段階から消費に至るフードチェーンの各段階をそれぞれ中央組織である保健省(MOH)、農業農村開発省(MARD)、科学技術省(MOST)、商工業省(MOIT)、自然資源環境省(MORE)が担当し、地方行政については地方省(人民委員会)が担当することとされた。

このうち、食品衛生に係る法規制の整備、政策立案及び実施については MOH、MARD、MOST 及び MOIT の 4 省が主要な責任を持ち、地方レベルでは、地方省に所属する食品安全衛生部局が MOH 所管の業務を、農林水產品質管理部局が MARD 所管の業務を、科学技術サービス部局が MOST 所管の業務を、環境保護部局は、MORE 所管の食品生産と貿易に係る環境管理を行うことされ、MOIT に関しては、食品安全に係る国家基準と技術基準に関して地方省の関係機関を指導するものとされた。

2011 年 7 月 1 日より食品安全法「*Law No.2010/-QH12*」が施行され、施行後は3省 (MARD、MOH 及び MOIT) により政策立案、監視及び監督する体制に改められる。省別の所掌範囲は、MARD は水産食品、畜産食品及び植物性食品(卵、はちみつ、乳、塩等)、MOH は保存食品、清涼飲料水及び健康補助食品、MOIT はアルコール製品、飲用水、油、小麦粉等について、各々生産段階から販売まで全過程について担当するものとなる予定である。

以 上